

<博士論文概要>

The Jewish People as the Heir: The Jewish Successor Organizations (JRSO, JTC, French Branch) and the Postwar Jewish Communities in Germany

Ayaka Takei

邦題：相続人としてのユダヤ民族：ユダヤ人継承組織（JRSO, JTC, French Branch）と戦後ドイツユダヤ人コミュニティー

武井彩佳

1945年、ドイツのユダヤ人社会はほぼ壊滅していたが、そこには多くの相続人なきユダヤ人財産が残されていた。ユダヤ人の多くが家族親類もろとも殺害されたため、奪われた財産の返還を申請し、相続する血縁者が一人として残されていなかったためである。同様に、ユダヤ人が一人としていなくなった土地では、シナゴグや学校といった公共財産の使い手も、もはや存在していなかった。通常だと、相続人のない財産は地方公共団体により管理されるか、直接国庫に入る。しかしドイツの場合は、「第三帝国」を法的に継承するドイツ諸州（ラント）が、ナチ犠牲者の財産を継承するのは道義上許されないものと思われた。このためユダヤ人財産がドイツ人の手に渡るのを防ぐ目的で、ドイツの西側占領地区（英米仏地区）においてユダヤ人の「継承組織(successor organization)」が設立された。米地区では1948年に Jewish Restitution Successor Organization (JRSO)が、英地区では1950年に Jewish Trust Corporation (JTC)が、仏地区では1952年に Branche Française de la JTC (French Branch)が設立され、それぞれ軍政府・高等弁務府により認可された。これら継承組織は、各地区で施行された返還法に基づき、相続人不在の個人財産、消滅したユダヤ人コミュニティーの公共財産の唯一の相続人とされた。他方、ドイツで迫害を生き残ったユダヤ人たちが戦後、小規模ながらユダヤ人コミュニティーを再結成していた。これらは自らを戦前のコミュニティーの法的継承者であると主張して、継承組織による公共財産の相続に異議を申し立てたのであった。

本論文は、消滅したユダヤ人コミュニティーの公共財産をめぐる展開された、ユダヤ人継承組織と戦後ゲマインデとの間の対立を分析するものである。この問題をここでは「継承問題(issue of legal successor)」と呼んでいる。その政治的背景をユダヤ世界の

文脈のみならず、旧連合軍勢力やドイツ人社会との関係においても分析する。

以下に各章の構成を示す。

まず第一章では、ユダヤ民族という総体が、ホロコーストにより残された相続人不在のユダヤ人財産の相続人として登場する歴史的・政治的背景を分析する。ユダヤ人という集団がひとつの民族であるか否かという点でさえもユダヤ人の中で激しく議論されてきた歴史があるが、このようなユダヤ世界内の不一致がホロコーストという悲劇を機に克服されてゆく過程を追う。

第二章では、ユダヤ民族そのものが財産の相続人であるという主張を基に、実際に JRSO が設立され、米軍政府に認可されるまでの過程を分析する。ユダヤ人代表者は、どのような形での継承組織を設立を要求したのか、これに対し米軍政府はどのような点が問題としたのか。

本論文の核である第三章では、戦後ユダヤ人コミュニティーが、戦前のコミュニティーの継承者としての JRSO の権利に対し異議を唱え、後者との対立が深まる様子を追う。さらにこの問題が法的次元で、さらには政治的次元で解決されてゆく過程を分析し、そこに浮かび上がる継承組織の意義を明らかにする。戦後コミュニティーのほかにも、さまざまな団体が迫害で消滅したユダヤ人団体の法的継承者として名乗りを上げていたが、これらの団体の主張を退けて JRSO が唯一の継承者として現れ出てくる過程を検証する。

第四、五章では、英地区と仏地区における継承問題が発展し、解消される過程を米地区と照らし合わせながら検証する。この二地区においては、JRSO とコミュニティーの対立が大筋において繰り返されたと見てよい。

第六章では、継承組織とドイツのユダヤ人コミュニティーの間の対立が、ドイツ人社会においてどのように受け止められたのかを分析する。ドイツ人の潜在的な反ユダヤ主義的感情と、ユダヤ人同士の争いがもっていた奇妙な接点とは何か。さらにここに浮かび上がるマイノリティーと国家の関係とは何か。そして、ドイツ人によるユダヤ人補償が始まるにつれ、西ドイツ政府が国内のユダヤ人コミュニティーの庇護者として登場する過程を考察する。

このような分析を通して結論されうるのは以下の点である。

第一に、英米仏連合軍勢力の側から見ると、ユダヤ人継承組織とは「ユダヤ人」が他

から区別されうるひとつの集団を形成しているとするユダヤ側の主張を受け入れたことを意味していた。これは、それまでユダヤ人を一個の民族集団というよりは宗教の枠組みで扱ってきた従来の見解を大きく修正するものであった。

第二に、継承問題はドイツにおけるユダヤ人コミュニティが戦後新しく結成されたものであり、戦前のそれとは法的にも実質的にも連続性がないことを決定的にした。これはドイツのユダヤ人社会は「連続」しているのか、「断絶」したのかという議論に、法的な観点から回答を提示するものであった。

第三に、ユダヤ世界全体の文脈においては、ユダヤ人継承組織とはユダヤ人という集団性の肯定に他ならなかった。ユダヤ人は最も凄惨な迫害を受けたゆえに、その再生には一種の「逆差別」、つまり肯定的な差別化が必要であったのである。ユダヤ人として迫害されたのであるから、一市民としてではなくユダヤ人として補償されねばならないという主張は、民族、宗教に関係なく人はみな法の前に平等であるという、従来の国民国家の原則からの脱却を意味していた。これはホロコースト後のユダヤ世界のイデオロギーの転換を象徴していた。

継承組織の活動により、ドイツに残された相続人不在のユダヤ人財産は売却され、その売り上げの大半がイスラエルに移住したホロコースト犠牲者の救援に使われた。さらに、消滅したユダヤ人コミュニティの残した文化資産の多くもイスラエルへ送られている。ここに見られたのは、ドイツのユダヤ人社会の物的、文化的、歴史的継承者としてのイスラエルの姿であった。継承問題の根底には、犠牲に対する救済としてのイスラエル、そしてイスラエルによる失われたユダヤ世界の継承という観念があった。これは、ホロコースト後のユダヤ世界におけるシオニスト的なイデオロギーの台頭が示されたに他ならなかった。